

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 連番 | 担当課等 | 委託業務番号 | 委託業務名称 | | 委託業務場所 | 委託業務概要 |
|----|-----------------------------|------------------|---|----------------|---|--|
| | 契約期間 | 契約年月日 | 契約金額 | 契約相手方 | 選定理由 | 根拠規定 |
| 1 | 環境保全課 | 令和8年度 長環境第6号 | 賤ヶ岳園地・中部北陸自然歩道等管理業務委託（木之本地域） | | 長浜市木之本町地先 | 余呉湖・賤ヶ岳・山本山歩道、賤ヶ岳園地、環びわ湖周遊自然歩道における次の業務 1) 清掃及びゴミ、廃棄物の処理 2) 雑草の刈り払い及び除草 3) 設備等の管理、軽微な修繕・倒木処理 |
| | 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで | 令和8年4月1日 | 1,208,900円 | 滋賀県森林組合 伊香事業所 | 余呉湖・賤ヶ岳・山本山歩道、賤ヶ岳園地、環びわ湖周遊自然歩道、木之本町大見地区の行き届いた維持管理と業務の安全のため、当該地の登山道等の状況を熟知し、山間地内の施業を専門とする滋賀県森林組合伊香事業所に業務を委託することが望ましいため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 2 | 環境保全課 | 令和8年度 長環境第9号 | 余呉湖・賤ヶ岳・山本山歩道/ 江土エントランス公園管理及びトイレ清掃管理業務委託 | | 長浜市余呉町下余呉地先 | 余呉湖・賤ヶ岳・山本山歩道、江土エントランス公園における次の業務 1) 雑草の刈り払い及び除草 2) 清掃及びゴミ、廃棄物の処理 3) トイレの管理、軽微な修繕及び清掃 |
| | 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで | 令和8年4月1日 | 1,195,500円 | 余呉地域づくり協議会 | 当協議会は地域（余呉湖・賤ヶ岳・山本山歩道）に精通しているため、適宜円滑な運用を図ることができるため。余呉地域づくり協議会余呉湖観光館事務所と江土エントランス公園及びトイレは隣接しており、施設を熟知されていることから、年間を通して公園施設を適正に管理できるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 3 | 環境保全課 | 令和8年度 長環境第14号 | 湖岸緑地公園管理業務委託 | | 長浜市西浅井町塩津浜他 | 飯浦～塩津園地「塩津浜緑地公園」、大浦～海津園地「小つ組緑地公園」、奥出浜園地「大浦緑地公園」の管理清掃 (1) 園地の清掃 (2) 休憩所の清掃 (3) 便所の清掃 (4) 園地の草刈・草引 |
| | 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで | 令和8年4月1日 | 1,098,680円 | 有限会社 西浅井総合サービス | (有)西浅井総合サービスは、平成13年度から公共施設の管理運営を担ってきた第3セクターであり、西浅井区域の公共施設（観光施設等）の指定管理者として維持管理をされている。当該施設についても西浅井町時代から維持管理をおこなっている実績がある。また、当該施設は観光繁忙期は臨機応変な対応が求められるが、(有)西浅井総合サービスに委託することによって、適宜円滑な運用を図ることが期待できるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 連番 | 担当課等 | 委託業務番号 | 委託業務名称 | | 委託業務場所 | 委託業務概要 |
|----|-----------------------------|------------------|---------------------------|----------------|---|--|
| | 契約期間 | 契約年月日 | 契約金額 | 契約相手方 | 選定理由 | 根拠規定 |
| 4 | 環境保全課 | 令和8年度 長環境第15号 | つづら尾崎合併浄化槽維持管理及び汚泥引取り業務委託 | | 長浜市西浅井町菅浦地先 | つづら尾崎合併浄化槽維持管理…浄化槽の放流水が関係法で定められた水質基準に適合するように保守点検をおこなう。また、緊急時には迅速かつ状況に合わせた適切な対応をおこなう。 |
| | 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで | 令和8年4月1日 | 2,175,800円 | 有限会社 伊香清掃センター | 浄化槽は微生物の働きを利用して汚水に含まれている有機物を分解し、水を浄化する装置であり、日々の流入水の水質、水量、水温等を調整し、微生物が正常に活動し続ける環境を保つ必要がある。旧伊香郡エリア内の滋賀県浄化槽保守点検登録業者は有限会社伊香清掃センターのみであり、本施設を長年維持管理され、微生物が活発に活動するための調整法を熟知されているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 5 | 環境保全課 | 令和8年度 長環境第16号 | 奥琵琶湖パークウェイ自然保護施設管理・清掃業務委託 | | 長浜市西浅井町菅浦他 | 菅浦揚水ポンプ場、つづら尾崎揚水中継所、つづら尾崎浄水場、健康広場、つづら尾崎便所における次の業務 運用管理…消耗品等の補充、取替、機械器具操作、運転、点検整備 保守管理…施設及び周辺の清掃、除草 |
| | 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで | 令和8年4月1日 | 3,106,400円 | 有限会社 西浅井総合サービス | (有)西浅井総合サービスは、平成13年度から公共施設の管理運営を担ってきた第3セクターであり、西浅井区域の公共施設（観光施設等）の指定管理者として維持管理をされている。当該施設についても西浅井町時代から維持管理をおこなっている実績がある。また、当該施設は観光繁忙期は臨機応変な対応が求められるが、(有)西浅井総合サービスに委託することによって、適宜円滑な運用を図ることが期待できるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 連番 | 担当課等 | 委託業務番号 | 委託業務名称 | | 委託業務場所 | 委託業務概要 |
|----|-----------------------------|------------------|---|---------------------|---|---|
| | 契約期間 | 契約年月日 | 契約金額 | 契約相手方 | 選定理由 | 根拠規定 |
| 6 | 環境保全課 | 令和8年度 長環境第21号 | 犬の鑑札交付および狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務に関する業務 | | 長浜市内 | (1) 犬の登録申請書の受領及び登録手数料の徴収並びに犬の鑑札の交付事務 (2) 狂犬病予防注射済票の交付及びそれに係る手数料の徴収事務 |
| | 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで | 令和8年4月1日 | (1) 犬の登録申請書の受領及び登録手数料の徴収並びに犬の鑑札の交付事務 1件につき585円（消費税を含む） (2) 狂犬病予防注射済票の交付及びそれに係る手数料の徴収事務 1件につき244円（消費税を含む） | 公益社団法人 滋賀県獣医師会 | 犬の登録は、狂犬病予防注射実施時に行うことで登録漏れを防ぐことができる。また、狂犬病予防注射済票の交付を、注射実施時に付随して行うことで、飼主が改めて市役所で狂犬病予防注射済票の交付を受ける必要がなくなり、飼主の利便性が高まる。以上より、狂犬病予防注射を実施する獣医師の多くが所属する滋賀県獣医師会と随意契約する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 7 | 環境保全課 | 令和8年度 長環境第70号 | 長浜市大気環境測定機器にかかる保守点検業務委託 | | 長浜市内 | 機器の点検、消耗品・部品等の交換、故障の修理等、機器の保守管理及び測定データの整理報告を行う業務 |
| | 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで | 令和8年4月1日 | 2,897,400円 | 環境計測株式会社 滋賀サービスセンター | リース契約を締結した大気環境測定機器の納入者であり、機器に精通しているため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 8 | | | | | | |
| | から まで | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| | から まで | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| | から まで | | | | | |